

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月26日

支出負担行為担当官

静岡労働局総務部長 椎葉 圭市

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 22

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

件名：平成31年度 静岡労働局における事務用品の調達（単価契約）

数量：仕様書による

(2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による

(3) 契約期間 契約締結日から平成32年（2020年）3月31日（火）まで

(4) 納入場所 仕様書別紙1-2に記載の場所

(5) 入札方法

入札金額は、総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「物品の販売」で「B」、「C」、ま

たは「D」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

- (4) 次の各制度のいずれかが適用される者にあたっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実の記載をしていないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び入札説明書の交付場所

〒420-8639 静岡県静岡市葵区追手町9番50号
静岡労働局総務部総務課会計第一係 杉山
電話054-254-6393

- (2) 入札説明書の交付

平成30年12月26日(水)から平成31年2月13日(水)まで

【受付時間：午前8時30分～17時00分】 土・日・祝日を除く

※受付の際には「資格審査結果通知書」(全省庁統一資格)の写しを持参すること。

- (3) 事前提出書類の提出期限

平成31年2月13日(水) 17時00分

- (4) 入札書の受領期限

平成31年2月15日(金) 13時30分

- (5) 開札の日時及び場所

平成31年2月15日(金) 13時35分

静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎地下1階

静岡労働局地下会議室

4 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>) を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内でかつ最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) その他 詳細は入札説明書による